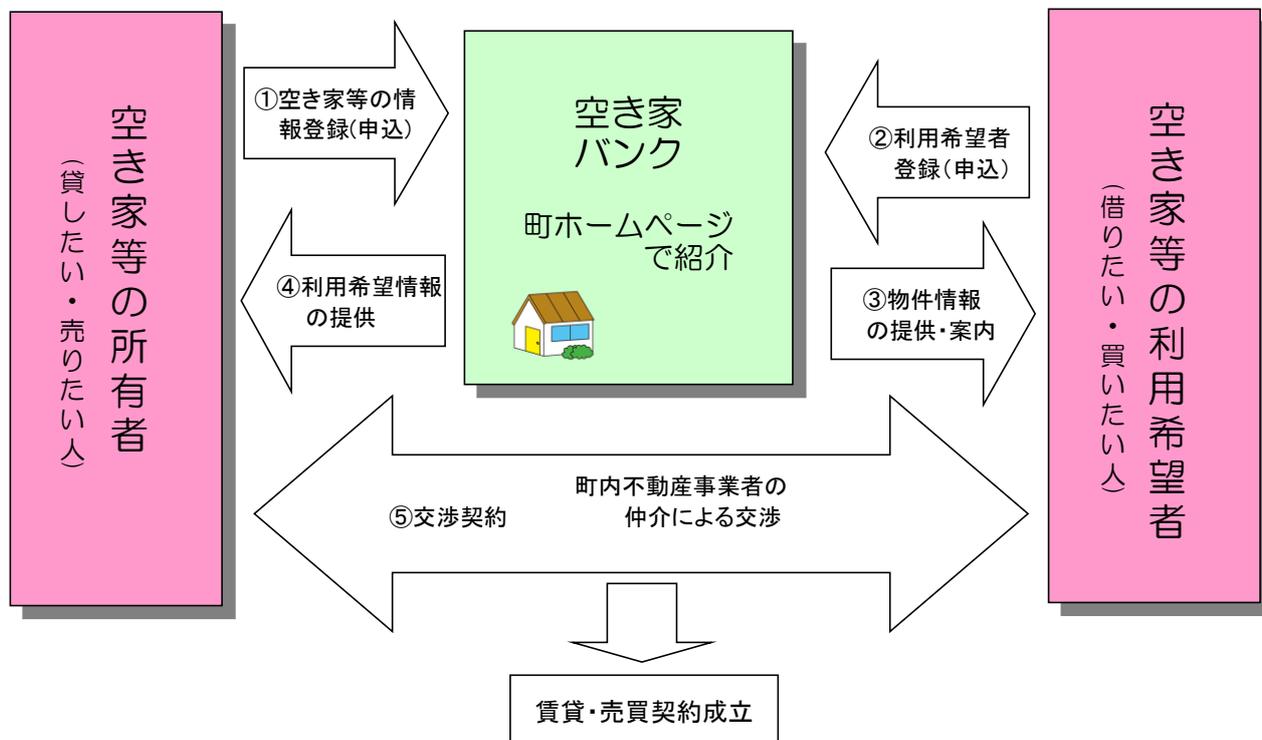


空き家バンク制度

をご存知ですか？

この制度は平成23年度から始まり、町内の賃貸・売却ができる空き家・空き地・空き店舗を町の空き家バンクに登録していただき、その物件を移住希望者や住居をお探しの方、土地をお探しの方へ情報提供を行い、空き家等の有効活用を通して、定住人口の増加、転出人口の減少を図り、地域の活性化につなげていくことを目的としているものです。



◆制度の主な流れ◆

- ① 空き家・空き地・空き店舗を貸したい又は、売りたい方の物件情報を空き家バンクに登録
- ② 物件を見て、借りたい又は買いたい方の情報を空き家バンクに登録
- ③ 利用希望された方へ、物件情報を提供
- ④ 物件登録された方へ、利用希望情報を提供
- ⑤ 交渉・契約 物件所有者から登録事業者(宅建業者)へ仲介依頼

※契約トラブル防止のため、南関町では仲介事業者(町内不動産事業者)へ仲介依頼をお勧めしています。

◆これまでの実績◆(R6.3.31現在)(登録物件のべ94件)

賃貸	29件	賃貸	26件	成立計	55件
----	-----	----	-----	-----	-----

★登録時に承認していただく事項

- (1) 問い合わせいただいた物件については、担当者が現況調査にお伺いし、土地や家屋の間取り等の確認を行い、写真を撮らせていただきます。また、物件の状態によっては、登録をお断りする場合があります。
- (2) 登録いただいた物件情報については、町ホームページに掲載し、利用希望者等へ情報提供させていただきます。掲載内容については、物件の所在地(大字まで明記)及び現況写真、物件の設備状況等を掲載します。なお、所有者が特定されるような個人情報は掲載しません。
- (3) 町は、物件の賃貸や売買に関する交渉、契約には関与することができませんのでご了承ください。

※ 該当する物件がありましたら、ご連絡ください。

連絡先 南関町役場 まちづくり課 まちづくり推進係
電話 0968-57-8501(直通)